

議案第71号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

平成24年2月27日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 委託業務の名称 | 都市計画道路8・7・6号膳所駅南北連絡道路整備工事 |
| 2 | 委託業務の場所 | 大津市馬場二丁目 |
| 3 | 委託業務の概要 | JR膳所駅南北連絡道路の設置
建築工事 一式
機械設備工事 エレベーター 2基
エスカレーター 1基
電気設備工事 一式
詳細設計 一式 |
| 4 | 契約方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約金額 | 945,547,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 西日本旅客鉄道株式会社 |

- (3) 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、第1審及び控訴審を通じて、各自の負担とする。

(参考)

事件の概要

- 1 控訴人らは、被控訴人が都市計画道路3・4・14号石山駅線外1線改良事業のため控訴人・今村博一から土地を買受けた際に当該土地の代替地として同人に売り渡すことを約束した土地について、その引渡し時期が遅れたとして、被控訴人に対し損害賠償金17,460,644円及びこれに対する遅延利息を支払うことを求めて訴えを提起した。
- 2 第1審の大津地方裁判所は、上記引渡し時期について控訴人らと被控訴人との間に確定的に合意が成立していたとは認めがたいとして、控訴人らの請求を棄却した。
- 3 控訴審の大阪高等裁判所は、和解による早期かつ円満な解決を図ることが望ましいとして、当事者双方に対し、上記和解条項により和解するよう勧告した。